

○日田市立認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成27年4月1日 規則第30号

（設置）

第1条 この規則は、日田市立認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 日田市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）に、次の職員を置く。

- （1） 園長
- （2） 主任保育士
- （3） 保育士
- （4） 調理員
- （5） 嘱託医

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、主幹、看護師その他の職員を置くことができる。

（職務）

第3条 園長は、上司の命を受けて認定こども園の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主任保育士及び保育士は、園長の指揮を受けて子どもの教育及び保育並びに庶務に従事し、園長に事故があるときは、主任保育士がその職務を代理する。

3 調理員は、園長の指揮を受けて子どもの給食及び調理に従事する。

4 嘱託医は、園長の求めに応じて子どもの診断及び医療に当たり、必要な事項を園長に具申し、又は保育士に指示する。

（事業）

第4条 認定こども園は、条例第1条の設置の趣旨に沿って、次に掲げる事業を行う。

- （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるような教育
- （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定による乳児又は幼児に対する保育
- （3） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第12号に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業

2 認定こども園は、前項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- （1） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第2号に規定する時間外保育であって、日田市延長保育事業実施要綱（平成14年告示第56号）の規定によるもの
- （2） 法第59条第9号に規定する地域子育て支援拠点事業であって、日田市地域子育て支援センター事業実施要綱（平成9年告示第37号）の規定によるもの
- （3） 法第59条第10号に規定する一時預かり事業であって、日田市一時預かり事業（一般型・幼稚園型）実施要綱（平成14年告示第58号）の規定によるもの
- （4） 法第59条第11号に規定する病児保育事業であって、日田市病後児保育事業実施要綱（平成

16年告示第94号)の規定によるもの

(5) その他条例第1条の設置の趣旨に沿うものとして市長が必要と認める事業

3 認定こども園は、第1項第1号及び第2号の事業を行う場合において、満3歳以上の子どもを教育及び保育するに当たっては、原則として、同学齢にある子どもに対し、教育及び保育を一体的に実施する。

(教育及び保育の内容)

第5条 子どもの教育及び保育の内容は、次のとおりとする。

(1) 登園時の健康状態の観察並びに退園児の健康状態及び服装等の異状の有無に関する個別検査

(2) 基礎事項、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の各領域

(3) 休息

(4) 定期健康診断

2 認定こども園は、前項の教育及び保育を提供するに当たっては、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)のほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まなければならない。

(利用定員)

第6条 条例第2条第2項の条例別表で定める数を限度として規則で定める認定こども園の利用定員は、別表のとおりとする。

(教育及び保育の時間)

第7条 条例第3条第1項に規定する開園時間のうち、認定こども園における教育及び保育の時間は、次の各号に掲げる教育及び保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 教育 条例第4条第1項及び次条に定める休園日を除く月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後2時30分まで

(2) 保育 条例第4条第1項に定める休園日を除く月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後6時30分まで

2 日田市小学校就学前子どものための教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する基準を定める条例(平成26年条例第35号)第4条第1項第2号に規定する保育の短時間利用に係る保育の時間の設定は、これを行わないものとする。

(休園日)

第8条 条例第4条第1項第4号に規定する市長が定める休園日(法第19条第1号に掲げる子どもに係る休園日に限る。)は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 学年始休業日(4月1日から4月7日まで)

(3) 夏季休業日(7月21日から8月24日まで)

- (4) 冬季休業日（12月25日から翌年1月7日まで）
- (5) 学年末休業日（翌年3月27日から3月31日まで）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める日
（入園の申込み）

第9条 条例第6条に規定する認定こども園に入園を新規で希望する子どもの保護者は、教育・保育給付認定申請書兼認定こども園・保育園・地域型保育事業利用申請書（新規）を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条に規定する認定こども園に入園を継続で希望する子どもの保護者は、教育・保育給付認定申請書兼認定こども園・保育園・地域型保育事業利用申請書（継続）を市長に提出しなければならない。

（入園の申込みに対する承諾・不承諾の通知）

第10条 市長は、教育・保育給付認定申請書兼認定こども園・保育園・地域型保育事業利用申請書（新規）又は教育・保育給付認定申請書兼認定こども園・保育園・地域型保育事業利用申請書（継続）を受理したときは、その内容を審査し、認定こども園の園長及び子どもの保護者に対し、審査結果を子ども・子育て支援認定こども園入所承諾書又は子ども・子育て支援認定こども園入所保留通知書により通知する。

（入園の申込みに対する解除の通知）

第11条 市長は、認定こども園で教育及び保育した子どもについて、その認定こども園における教育及び保育を解除したときは、認定こども園の園長及び子どもの保護者に対し、認定こども園における子ども・子育て支援認定こども園実施解除通知書により通知する。

（退園の届出）

第12条 条例第8条に規定する認定こども園から子どもを退園させようとする子どもの保護者は、子ども・子育て支援施設退園届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、入園中の子どもが特別の理由がなく1か月以上欠席したときは、認定こども園における教育及び保育を廃止したものとみなして退園させることができる。

（給食の実施）

第13条 認定こども園においては、入園する全ての子どもに対し、給食を実施する。

2 前項に規定する給食の実施に係る費用は、保護者から実費で徴収する。

3 前項の実費で徴収する費用の額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 法第19条第1号に掲げる子ども

- ア 主食費 月額700円
- イ 副食費 月額3,150円

(2) 法第19条第2号に掲げる子ども

- ア 主食費 月額1,000円

イ 副食費 月額4,500円

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもは前項に掲げる副食費を徴収しない。

(1) 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれア又はイに定める金額未満であるもの

ア 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

イ 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。次号において同じ。） 57,700円（府令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

(2) 次のア又はイに掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下この号において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれア又はイに定める者に該当するもの（前号に該当するものを除く。）

ア 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

イ 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者（事故の報告）

第14条 園長は、教育及び保育している子どもに係る負傷又は感染性疾患の発生等の事故があったときは、直ちに上司に連絡し、後日その状況及び採った処置について報告しなければならない。

2 園長は、認定こども園又はその近接における災害その他非常の事態が発生したときは、上司に急報し、その指示に従うとともに、その結果について報告しなければならない。

（帳簿）

第15条 認定こども園には、教育及び保育に係る子どもの台帳、教育及び保育に係る子どもの実施日誌、子どもの出欠簿、給食日誌、子どもの入退園簿、備品台帳その他必要な帳簿を備え、整備しておかなければならない。

（準用等）

第16条 条例第15条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条第2項中「主幹、看護師その他職員」とあるのは「看護師その他職員」と、第3条第1項中「上司の命を受けて認定こども園の」とあるのは「認定こども園の」と、第14条第1項及び第2項中「上司に」とあるのは「日田市福祉事務所に」と読み替えるものとする。

- 2 条例第15条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合以外のうち日田市立高瀬こども園及び光岡こども園にあっては、第3条第1項中「指揮監督する。」とあるのは「指揮監督し、主幹は、園長を補佐し、園長に事故があるとき又は園長が欠けたときは、その職務を代理する。」と、同条第2項中「主任保育士及び保育士」とあるのは「主幹、主任保育士及び保育士」と、「従事し、園長に事故があるときは、主任保育士がその職務を代理する。」とあるのは「従事する。」と、日田市立つえっ子こども園にあっては、同条第1項中「指揮監督する。」とあるのは「指揮監督し、主幹は、園長を補佐する。」と、同条第2項中「主任保育士及び保育士」とあるのは「主幹、主任保育士及び保育士」と読み替えるものとする。
- 3 第9条から第12条までに掲げる各様式の様式番号については、日田市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第117号）の規定の例による。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	法第19条各号に掲げる子どもの区分			利用 定員
	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	
日田市立高瀬こども園	6人	38人	26人	70人
日田市立光岡こども園	5人	23人	17人	45人
日田市立つえっ子こども園	5人	6人	9人	20人
日田市立おおやまこども園	15人	20人	20人	55人